

京都市産業廃棄物処理指導計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 第3次京都市産業廃棄物処理指導計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、幅広い観点からの意見を聴取するため、京都市産業廃棄物処理指導計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、14人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者から市長がそれぞれ委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 産業廃棄物排出事業者

(3) 産業廃棄物処理業者

(4) 市民

(5) 行政

3 委員の任期は、計画を策定するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の中から委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。